

旅行サービス手配業 登録事項の変更について

■来庁の際は、必ず電話予約して下さい。

■提出書類は、次頁の申請書類一覧をよくご確認下さい。

※届出内容の確認のために必要な範囲で、申請書類一覧に記載されていない書類の提出をお願いする場合があります。

【担 当】

大阪府 府民文化部 都市魅力創造局 企画・観光課 観光振興グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 (大阪府咲洲庁舎 37 階)

TEL : 06-6210-9313 FAX : 06-6210-9316

申請受付時間 9:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始 (12/29~1/3) を除く)

旅行サービス手配業 登録事項変更届出書類一覧

－変更があった日から 30 日以内に届出が必要－

届出が必要な変更事項	提出書類			その他の提出書類
	(旅行業法施行規則 第十九号様式) 登録事項 変更届出書	(旅行業法施行規則 第二十号様式) 変更届出添付書類		
		(1)	(2)	
1. 代表者の変更	○	○		○登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※協同組合など代表者が登記事項証明書に記載されない場合は役員会議事録など。 ○欠格事由に該当しない旨の宣誓書
2. 名称の変更	○	○		○登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
3. 本社所在地の変更	○	○		○法人の場合…登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ○個人の場合…住民票 但し、住民基本台帳ネットワークシステムにより個人情報の確認を受ける場合は添付不要。 ※個人番号（マイナンバー）が記載されたものは不可。
4. 商号の変更	○	○		
5. 営業所の新設 （その他営業所の追加）	○		○	○旅行サービス手配業務取扱管理者選任一覧表 ※全営業所の管理者を記入すること。 ○新たに選任した管理者の ・旅行業務取扱管理者の合格証若しくは認定証又は旅行サービス手配業務取扱管理者研修修了証の写し ・履歴書（写真不要。用紙は市販のもので可。） ・欠格事由に該当しない旨の宣誓書 ※出向者については出向証明書を添付。 ※氏名変更等により管理者の名前と合格証の名前が異なる場合は、戸籍抄本等同一人物であることがわかるものを添付。
6. 主たる営業所の名称変更	○	○		
7. その他営業所の名称変更	○		○	
8. 主たる営業所の所在地変更	○	○		○他都道府県から移転の場合は当該都道府県の旅行サービス手配業登録簿（業者控）の写し
9. その他営業所の所在地変更	○		○	
10. その他営業所の廃止	○		○	

【注】旅行サービス手配業務取扱管理者は登録事項でないため、管理者変更の届出は必要ありません。